

宮古島市地域防災計画等修正委託業務

プロポーザル実施要領

1. 目的

宮古島市地域防災計画等修正委託業務（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務に最も適した事業者を選定するためのプロポーザル実施に必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の内容

- (1) 事業名：宮古島市地域防災計画等修正委託業務
- (2) 委託期間：契約締結日から令和6年3月22日
- (3) 業務範囲：宮古島市全域
- (4) 提案上限額：23,089,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
※提案上限額の範囲内で提案すること。また、この金額は企画提案募集のために設定した上限額であり、契約金額ではない。

3. プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 宮古島市の「令和3・4年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録業者名簿」に記載されていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄県内に本社を有する法人であること。
- (4) 個人情報に関するISMS（情報セキュリティマネジメントシステム：JISQ27001）またはプライバシーマーク（JISQ15001）を有していること。
- (5) 過去5年間に、地域防災計画策定業務、初動マニュアル作成業務（本部事務局・避難所開設運営・職員初動マニュアル、業務継続計画※各1件以上）、ハザードマップ作成業務のすべての業務を1件以上受託し、誠実に履行した実績を有すること。
- (6) 本業務の配置予定技術者（管理技術者）には、技術士法に基づく技術士資格（建設部門／都市及び地方計画）、またはRCCM（都市計画及び地方計画）を保有する社員を配置すること。

4. 審査および事業者選定

- (1) 資格審査

一次審査（書類審査）と二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。

事務局は、本実施要領に基づき提出された書類により参加資格と提出書類一式の有無を確認し、参加要件を満たした者を審査対象として判定する。

(2) 一次審査（資格審査）

事務局は「審査評価基準表（一次審査）」に基づき評価点を算出し、提案事業者が4者以上の場合は、合計点の高い3者を二次審査の対象者として選定する。

(3) 二次審査

宮古島市が設置する審査委員会において「審査評価基準表（二次審査）」に基づき、書類およびプレゼンテーション審査を実施する。審査委員会の採点により順位を決定し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、審査委員会による審査は非公開とし、審査経過、審査に対する問合せには応じない。

- ① 日 時：令和5年5月24日（水）※時間については別途通知する。
- ② 場 所：宮古島市役所 2階庁議室
- ③ 時 間：各提案事業者あたりプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。
- ④ 方 法：プレゼンテーションは提出済の提案書のほか、プロジェクターで投影するスライドショー（パワーポイント等）及び図面等による説明を可とするが、追加資料の配布は不可とする。なお、プロジェクター及びスクリーンは事務局にて準備する。
- ⑤ 発表者：プレゼンテーション出席者は4名までとし、本業務の業務主任者及び担当者で構成して発表すること。

(4) 価格点

見積額が提案上限額（23,089,000円）を下回った場合、金額に応じて段階的に加点する。見積額は消費税及び地方消費税を含む額とする。

(5) 審査項目及び審査基準

- ① 一次審査は、別紙「審査評価基準表（一次審査）」のとおりとする。
- ② 二次審査は、別紙「審査評価基準表（二次審査）」のとおりとする。

5. 選定結果

(1) 一次審査結果

令和5年5月22日（月）までに提案事業者全員に文書にて通知する。

(2) 二次審査結果

令和5年5月26日（金）までに二次審査を実施した提案事業者全員に文書にて通知する。

6. 契約の締結

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議の上、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議し契約を締結するものとする。

7. 参加手続および提出書類

(1) 提出書類

提出する書類は以下のとおりとする。

提出書類	部数
【様式1】参加表明書	正1部、副1部
【様式2】業務履行実績書	正1部、副1部
【様式3】認証取得状況	正1部、副1部
【様式4】会社概要	正1部、副1部
提案書（任意様式）	正1部、副14部
【様式5】業務実施体制	正1部、副1部
【様式6】管理技術者経歴書	正1部、副1部
工程表（任意様式）	正1部、副1部
見積書（任意様式）	正1部、副1部

(2) 提案書

提案書の作成にあたっては、以下の内容で作成すること。

- ① A4判両面印刷（原則として横置・横書）
- ② 単色・カラーは自由、文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、挿入図表等の表現に必要な場合はその他のポイントも可とする。
- ③ 枚数は10ページ以内（表紙及び目次を除く）とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。

(3) 提出期限

令和5年5月19日（金）17時まで

※郵送または持参により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着するように送付すること。

(4) 提出方法

提出書類については、上記の順番でファイル綴じとし、指定の部数を提出すること。

(5) 提出場所

宮古島市役所 総務部 防災危機管理課

住 所：〒906-8501

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

電話番号：0980-72-3751（代表）

担当者：川田

8. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問については、メールにて質疑を行うこととするが、提出期限後の質問や電話による質問などについては受付けないものとする。

(1) 提出方法

質疑がある場合は、「【様式7】質問書」に内容を記載し、メールにて担当者に送付すること。

(2) 提出期限

令和5年5月12日（金）17時まで

(3) 回答期限及び方法

令和5年5月17日（水）（予定）

質問のあった全事業者に連絡先担当者宛の電子メールにより回答する。

9. スケジュール（予定）

本プロポーザルのスケジュールは以下を予定する。

期日等	項目
令和5年5月8日（月）	公募開始
令和5年5月12日（金）17時まで	質問受付期間
令和5年5月17日（水）	質問回答日
令和5年5月19日（金）17時まで	参加表明書および提案書等提出〆切
令和5年5月22日（月）	一次審査結果通知日
令和5年5月24日（水）	プレゼンテーション審査
令和5年5月26日（金）	二次審査結果通知日

10. その他

- (1) 本プロポーザルに要する事業者の経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、提出後に内容の追加や変更をすることは認めない。
- (3) 提出書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、その他不正行為をした事業者は失格とする。
- (5) 事業者は、プロポーザル参加により知り得た情報を、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (6) 審査経過及び結果に対する意義申し立て及び問い合わせ等には一切応じない。

11. 問合せ・連絡先

宮古島市役所 総務部 防災危機管理課

住 所：〒906-8501

沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地

電話番号：0980-72-3751（代表）

担当者：川田

アドレス：bousai-miyako@city.miyakojima.lg.jp